

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成26年7月11日)

開催日及び場所		平成26年 6月13日(金曜日) 四国森林管理局 1階会議室			
委員		坂本 伸廣 (税理士) 斎藤 章 (公認会計士) 西森やよい (弁護士)			
審議対象期間		平成26年 1月 1日～平成26年 3月31日			
審議対象案件		84件 うち、1者応札案件 31件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件			
抽出案件		23件(抽出率27%) うち、1者応札案件 9件 (抽出率29%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		5件 うち、1者応札案件 2件	
		指 名 競 争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
			随意契約		2件
	業務	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件	
		指 名 競 争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		該当なし
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・ 役務等	一般競争		10件 うち、1者応札案件 5件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
		随意契約(その他)		3件	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員らの意見・質問 それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林事務所の増改築工事を随意契約で行ったのはどうしてか。 ・ 建築工事がいずれも1者応札となっているが、建築工事であれば工務店等の入札参加者も多いと思われるが、何故1者応札になったと考えるか。 ・ 見積もり依頼を行う時の基準はどのようになっているのか。 ・ 入札が不落、不調となった場合には、予定価格の見直しを行うのか。 ・ 衛星携帯電話の入札が移動衛星型、静止衛星型、非ハンドヘルド型と仕様ごとに分けられ行われているが、纏めて行うことはできなかったのか。 ・ 治山の調査・設計業務の入札で、総合評価方式により最低価格入札者が落札者とならなかった契約については、技術点の差が大きく、予定価格の半額以下でなければ落札することができない。 このような入札方法に問題はないのか。又は価格競争とすることはできないのか。 ・ 廃棄物の処理について、1者入札となっているが、自治体の許可等で地域が限定され、対象業者が限られるのであれば随意契約でもよいのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度内完成に向けて準備を進めていたが、建物の構造上の問題等により設計の仕上がりが当初の計画より遅れ、入札に要する公告期間等を勘案すると年度内完成に要する工期を確保するのが困難となり、契約の機会を失するため随意契約とした。 今後、工事等の発注にあたっては設計、公告の期間、工事期間等を考慮し出来る限り早期に条件整備等に着手していくこととしたい。 ・ 昨年の10月頃から、消費税増税前の駆け込み需要で住宅新築数が急に大幅に増加しており、このような中で発注を行うこととなったため、人手不足、資材の高騰及び入手困難等の状況から工務店等が入札を控えたため1者応札になったものと推測している。 ・ 最低2者以上から徴収している。 ・ 再入札の場合に見直すことはないが、再公告をして積算の条件が変わる場合は見直しを行っている。 ・ 衛星携帯電話は通話しようとする場所の地形等により通信状態が変わるため、条件にあった機種を選定する必要がある。 各仕様のすべてを1件の入札とするよりも、仕様毎に物件を分けた方が競争性が高まると考えたためである。 ・ この入札については、技術点2：価格点1の割合で総合評価を行っており、技術点で相当の差がついた場合、技術点の低い業者が落札することは難しいと考える。 総合評価方式については上局の指導に従い行っており、当局のみで変更することは困難である。 ・ 入札参加資格を有する入札可能者がごく少数に限られてしまうのであれば随意契約も考えられるが、許可業者等が多数存在すると考えられる場合は、原則一般競争入札としている。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	